

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2018年3月

発行登録目論見書



オーストラリア・ニュージーランド銀行

オーストラリア・ニュージーランド銀行
2021年3月25日満期 米ドル建社債

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

- 1 この発行登録目論見書が対象とするオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「発行会社」といいます。）発行の社債の売出しに関する発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成28年7月13日に関東財務局長に提出し、平成28年7月21日にその効力が生じております。
- 2 この発行登録目論見書により行うオーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債（以下「本社債」といいます。）の売出しについては、発行会社は金融商品取引法第23条の4の規定により訂正発行登録書を平成30年3月1日に関東財務局長に提出しております。同法第23条の5第2項の規定に基づくかかる訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年3月1日（提出日）を含めて1日です。
- 3 本社債の元利金は米ドルで支払われますので、円換算した場合の支払額は、日本円・米ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
- 4 この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正が行われることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
- 5 この発行登録目論見書に記載された本社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。

本社債への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

各投資家は、本社債に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれまたは参照により記載したとみなされるその他の情報と同様に慎重に考慮すべきである。投資に関する決定を行う場合、本社債に関する長所とリスクを含む、本社債の発行会社および本社債の売出しの条件に関して自分自身で検討し、本社債に投資するか否かを決定する際はそれのみに依拠しなければならない。以下の記載は、一定のリスクに関する簡潔で一般的な説明にとどまり、発行会社または本社債に関連するすべてのリスクを網羅することは意図されていない。同様に、発行会社が本書日付現在において知るところではない、または発行会社が重要でないとする別のリスクが発行会社の業務、財務状態および業績ならびに／または本社債に悪影響を与える可能性がある。本社債の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本社債への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本社債に関する一定のリスク要因>

本社債の市場価格が変動するリスク

本社債の市場価格は、米ドル金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本社債の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。期中に受け取る利子・売却時あるいは償還時の元本は米ドル建てであり、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本社債の発行会社等の信用状況に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することにより売却損が生じるおそれがある。本社債の発行会社等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、投資額の一部または全部を失うおそれがある。

本社債の流動性に関するリスク

本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本社債を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。

信用格付リスク

発行会社の信用格付に係る実際の変更または想定される変更は、一般に、本社債の取引市場または取引価額に影響する。

リスクに関する詳細については、平成29年12月22日提出の発行会社の有価証券報告書の「第一部 企業情報－第3 事業の状況－4 事業等のリスク」を参照のこと。

【表紙】

【発行登録番号】 28-外23

【提出書類】 発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月13日発行登録書提出
平成30年3月1日訂正発行登録書提出

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 副グループ財務責任者 (Deputy Group Treasurer)
ルーク・デイビッドソン (Luke Davidson)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street,
Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 奥村 文彦
弁護士 稲田 祥子

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年7月13日
効力発生日	平成28年7月21日
有効期限	平成30年7月20日
発行登録番号	28-外23
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	488,963,334,020円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
<オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債に関する情報>	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1. 売出有価証券	1
2. 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	14
<上記本社債以外の社債に関する情報>	15
第二部 参照情報	16
第1 参照書類	16
第2 参照書類の補完情報	16
第3 参照書類を縦覧に供している場所	17
第三部 保証会社等の情報	17
発行者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	18
（「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面）	
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	19

- 注 （1）別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」または「発行会社」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「ANZ」または「当グループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
- （2）別段の記載のある場合を除き、本書において「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を意味する。
- （3）別段の記載のある場合を除き、本書において「合衆国」または「米国」とはアメリカ合衆国を意味する。
- （4）本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書中、「米ドル」または「米セント」とはアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」または「豪セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を意味する。

第一部【証券情報】

<オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

以下は、オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債（以下「本社債」という。）についての記述である。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄 注(1)	オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額 注(2)	(未定)米ドル
売出価額の総額 注(2)	(未定)米ドル
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社（以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	1,000米ドル
利率 注(2)	年(未定)%（年1.30%から3.30%までを仮条件とする。）
利払日	3月25日および9月25日（2018年9月25日を初回とする。）
償還期限	2021年3月25日

注（1） 本社債は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「発行会社」という。）の600億米ドル ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「EMTNプログラム」という。）に関する2017年5月16日付インフォメーション・メモランダム（発行日に有効なその後のすべてのサブメンタル・インフォメーション・メモランダムおよび2017年5月16日付ベース・プロスペクタスに関するその後のすべてのサブメンタリー・プロスペクタス（参照することによりインフォメーション・メモランダムに組み込まれるものとみなされている。）により補足および修正済）に記載されているEMTNプログラムに基づき2018年3月28日（以下「発行日」という。）（下記「2 売出の条件―摘要（1）」を参照のこと。）にユーロ市場で発行され、売出人と同一グループである英国SMB C日興キャピタル・マーケット会社（以下「ディーラー」という。）によりユーロ市場で引受けられる。本社債はいずれの金融商品取引所にも上場されない。

（2） 上記売出券面額の総額および売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、上記仮条件に基づく本売出しにおける本社債の需要状況を勘案したうえで、2018年3月中旬に決定される予定である。上記仮条件は市況により変更される可能性があり、最終的に決定される利率は、上記の仮条件の範囲外になる可能性がある。

摘要

(1) 本社債の信用格付

本社債に関し、発行会社の依頼により、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または当該信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(2) その他の信用格付

本書の日付現在、発行会社は、スタンダード&プアーズ（オーストラリア）ピーティーワイ・リミテッド（以下「S&P」という。）よりAA-（アウトルック：ネガティブ）の発行体格付（長期非劣後債務）を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）よりAa3（アウトルック：安定的）の発行体格付（長期非劣後債務）を、またフィッチ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAA-（アウトルック：安定的）の発行体格付（長期非劣後債務）を保持している。

(注) S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付業を行っているが、本書の日付現在、信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」のセクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

格付の「アウトルック（見通し）」は、各格付業者により、当該格付業者が使用する格付手法に従い決定される。格付業者により使用される格付手法は理由の如何を問わず変更することができる。格付業者は、信用格付をいつでも取下げ、限定、変更または保留することができ、格付のアウトルックをいつでも変更することができる。信用格付は、関連する格付業者が発行会社の売出証券への投資を推奨するものではない。

本社債に関するその他の主要な条項および本社債の条件については、下記「本社債の概要」を参照のこと。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込 受付場所
額面金額 の100%	2018年3月15日より 同年3月28日まで (摘要(1)参照)	額面金額1,000米ドル	なし	売出人の日本における 本店、各支店および各 営業部店ならびに下記 摘要(3)に記載の金融 商品取引業者ならびに 金融機関および金融商 品仲介業者の営業所ま たは事務所
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘 要

- (1) 本社債の日本国内における受渡しは、2018年3月29日に行われる。一定の事情により発行会社が本書の記載を訂正すべきこととした場合には、申込期間、発行日、受渡日のいずれかまたは全てを繰り下げる可能性がある。
- (2) 本社債の各申込人は売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定される場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (4) 本社債については合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、またこれがなされる予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内もしくはその属領において、または米国人（U.S. person）に対し、または米国人の計算もしくは利益のために、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本段落において使用されている用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国税法令により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人（United States person）に対して、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本段落において使用されている用語は、合衆国内国歳入法およびそれに基づく規則において定義された意味を有する。
 本社債は、米国財務省規則 § 1.163-5(c)(2)(i)(D)（以下「Dルール」という。）に従って発行される。
- (6) 本社債に関していかなる目論見書またはその他の開示書類（オーストラリアの2001年会社法に定義される。）もオーストラリア証券投資委員会またはオーストラリア証券取引所（もしくはオーストラリアの2001年会社法に基づいて免許を持つ証券取引所もしくは取引システム）に対して提出もしくは登録されていない。ディーラーは以下につき表明および同意している。
 (a) オーストラリアにおいて本社債の発行または売付けの申込みを行っておらずまたは買付けの申込みの勧誘をしておらず、また今後もこれを行わず、勧誘（オーストラリア国内の者が対象である申込みまたは勧誘を含む。）しない、および

(b) オーストラリア国内において、本社債に関連するオファリング・メモランダム、広告またはその他の勧誘資料の原稿、暫定版または最終版を配布または公表しておらず、また今後も配布または公表しない。

ただし、

(i) 各勧誘対象者によって支払われる最少額の対価総額が少なくとも500,000豪ドル（もしくはその代替通貨相当額）（勧誘者またはその関係者（associate）（オーストラリアの2001年会社法に定義される。）によって貸し付けられた金額は算入しない。）である、あるいは、申込みが別段、オーストラリアの2001年会社法第6D.2部または7章に基づく投資家への開示を要求されず、かつオーストラリアの2001年会社法第761G節の目的で定義される「リテール・クライアント」への申込みとならない場合、および

(ii) かかる行為が適用ある全ての法令および指令を遵守しており、オーストラリア証券投資委員会にいかなる書類も提出または登録される必要がない場合は、この限りではない。

ディーラーは、

(a) プライシング・サプルメントのみに従い無記名式確定社債券および無記名式確定社債券に交換できる仮包括社債券に関して、オーストラリアの居住者、または、オーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通して、オーストラリア国内において事業を営むオーストラリアの非居住者（「オーストラリアの居住者」、「非居住者」および「恒久的施設」とは、オーストラリアの1936年所得税評価法もしくは1997年所得税評価法（以下、改正または承継法を含めて「豪州租税法」という。）の適用あるいずれかにおいて定義される意味を有する。）によって、または、

(b) 発行会社の国外関係者（Offshore Associate）（以下に定義される。）（ただし、本社債の売付けに関するディーラー、幹事会社もしくは引受会社、またはオーストラリアの2001年会社法の意味における手形交換所、カスタディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行為する。）によって、

本社債またはその持分もしくは権利が直接または間接に取得されようとしていること、あるいは後日取得される予定であることを、売付けを認識している、あるいはそれに関与しているディーラーの従業員が、知りつつ、またはかかる疑いを持つべき合理的な根拠がある状況においては、発行会社が発行するいかなる社債も売付けしないことに同意している。

「国外関係者」とは、オーストラリア国内の恒久的施設においてもしくはこれを通して事業を行うにあたり本社債を取得しないオーストラリアの非居住者であるか、または、オーストラリア国外の恒久的施設においてもしくはこれを通して事業を行うにあたり本社債を取得するオーストラリアの居住者である発行会社の関連法人（1936年所得税評価法の第128条Fにおいて定義される。）をいう。

(7) ディーラーは、一定の場合を除き、ニュージーランドにおいて本社債の申込み、売付けまたは交付を一切行っておらず、今後も、直接であると間接であるとを問わずこれらを行わず、また、本社債の申込みに関するオファリング・メモランダムまたは広告を一切配布しないことを表明し、これらに同意している。

(8) 本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）、利札所持人（以下「利札所持人」という。）および本社債に関する勧誘資料のその他の所持人は、そこにおいてもしくはそこからそれらの所持人が本社債を購入、勧誘、売付けまたは交付する国もしくは法域における適用ある全ての法令、または勧誘資料を入手しもしくは配布する国もしくは法域における適用ある全ての法令を、全て自己の費用で、遵守しなければならない。

本社債の概要

1 利息

各本社債の利息は、2018年3月28日（同日を含む。）から本社債の額面金額に対し年（未定）%の利率によりこれを付し、毎年3月25日および9月25日（以下各々を「利払日」という。ただし、下記の調整に従う。）に半年分を後払いする。初回の利払日である2018年9月25日には、2018年3月28日（同日を含む。）から2018年9月25日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが、その後の各利払日には、その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが後払いされる。

本社債に係る利息の支払は、「3 支払—（二）」記載の支払場所において、関連する利札（以下「利札」という。）（または（場合により）本社債）の呈示および引渡しと引換えに行われる。

各本社債の利息はその償還期日以降はこれを付さない。ただし、その正当な呈示がなされたにもかかわらず支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、利息は関連日（下記「7 課税上の取扱い—（1）オーストラリアの租税」に定義される。）まで（判決の前後を問わず）、上記の利率により発生する。

1年未満の計算期間に関する利息の算定が必要な場合、利息は、本社債の額面金額に上記利率を乗じて得られた金額に、1年360日を基準とし、以下の日割計算率を乗じて算定される。（1米セント未満は四捨五入とする。）

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1) + (D2 - D1)]}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（同日を含む。）から計算期間の末日（同日を含まない。）までを計算する。

利払日が営業日（以下に定義される。）でない日に該当する場合、その直後の営業日を利払日とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が一般に支払の決済を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

2 償還の方法

(1) 最終償還

本社債が償還期限前に以下に規定されるところに従い償還または買入消却をされていない限り、本社債は2021年3月25日に、発行会社により各本社債につき額面金額の100%で償還される。

償還期限が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を償還期限とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも償還期限に支払われるべき金額について調整は行われない。

(2) 税制上の理由による償還

本社債の発行日以後に効力を有することとなるオーストラリアもしくはその行政区画またはそれらもしくはそれらの域内の徴税権者の法令の変更もしくは改正、または当該法令または徴税権者からの決定、確認もしくは勧告の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、発行会社が「7 課税上の取扱い—(1) オーストラリアの租税」に規定された追加額の支払を要することとなった場合、発行会社の選択により、本社債権者に対し30日以上60日以内の通知(当該通知は取消不能)を行うことにより、いつでも、本社債の全額(一部は不可)を(償還日までの経過利息とともに)額面金額で償還することができる。ただし、当該償還通知は、発行会社がそのときに支払われるべき本社債に関する支払がそのときになされるとしたら当該追加額の支払を要するであろう最も早い日の90日より前には発せられないものとする。本(2)に基づく償還通知の公告に先立ち、発行会社は財務代理人(下記「3 支払—(二)」に定義される。)に対して、各自が発行会社の取締役、上級管理職、権限を有する代表者もしくはこれに準ずる地位にある者2名により署名された、発行会社がかかる償還を実行することができる旨を記載し、かつ、発行会社がかかる償還をなすことができる権利の先行条件が満たされた旨の事実を記載した証明書を交付する。

(3) 買入消却

発行会社は、本社債の発行日現在、本社債または本社債に対する持分が(本社債の売付けに関するディーラー、幹事会社もしくは引受会社、またはオーストラリアの2001年会社法の意味における手形交換所、カスタディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行為する)発行会社の国外関係者(「2 売出しの条件—摘要(6)」に定義される。)により直接または間接に現在取得されようとしていること、または将来取得されることについて、発行会社は知らないことをまたはこれを疑う合理的根拠を有していないことを、表明している。

発行会社および発行会社のいずれの子会社も適用ある法律および規則により認められている範囲で、いつでも本社債(ただし、かかる本社債に係る支払期日未到来の利札が全てこれに付されまたはこれとともに引渡されることを条件とする。)を公開市場その他において買取ることができる。ただし、恒久包括社債券(「12 その他—(3) 包括社債券」を参照。)の場合、発行会社または発行会社のいずれの子会社は将来支払われるべき全ての利息を受取る権利と共にのみ買取ることができる。

発行会社または発行会社のいずれかの子会社によりそのように買取られた本社債は発行会社を経由して財務代理人もしくはいずれかの他の支払代理人(下記「3 支払—(二)」に定義される。)に消却のために引渡すか、または、発行会社または当該子会社の選択により、保有もしくは転売することができる。

発行会社により償還された、もしくは発行会社を通じて消却のために引渡された本社債は全て、支払期日未到来の全ての利札と共に消却のために財務代理人にまたその指図人宛てに引渡される。消却のために引渡された本社債はいずれも再発行または転売はなされないものとし、当該本社債に関する発行会社の債務は免除される。

3 支払

(イ) 本社債に係る元金および利息の支払は、下記の記述の制限に服するが、下記「3 支払—(二)」に記載の支払場所において、関連する本社債(元金額の場合)または利札(利息の場合)の呈示および引渡しと引換えに行われる。交換日(以下に定義される。)より前にDルールに従い発行された仮包括社債券の支払は、本社債に関する2017年5月16日付修正済再表示代理契約(以下「代理契約」という。)に規定された様式での非米国人実質所有の証明書の呈示がなされなければ行われない。包括社債券により表章されている本社債に係る支払は全て財務代理人または当該目的のために本社債権者に通知されたその他の支払代理人へまたはその指図人に対して、包括社債券の支払の記載のための呈示と引換えに、また当該本社債に関しそれ以降支払が行われることがなくなる場合は、包括社債券の引渡しと引換えに行われる。本社債に係る元利金の支払は、受取人がニューヨークに所在する銀行において保持する米ドル口座への米ドルでの振込、またはニューヨークに所在する銀行宛の米ドル建の小切手の振出しにより行われる。

各本社債はこれに関連する支払期日未到来の全ての利札(もしあれば)を付して支払のために引渡されなければならないが、支払期日未到来の利札で欠缺したものはあるときは、各支払期日未到来の

欠缺利札の利札面金額に等しい金額(または、全額の償還が行われるのではない場合、支払を受ける元金額の合計が期日の到来した額面金額の総額に占める割合の当該支払期日未到来の欠缺利札の金額)が支払期日の到来した金額から控除される。かかる控除された金額は、(下記「10 時効」に従いかかる利札が無効となったか否かにかかわらず)かかる元金の支払に関して該当する関連日から10年の期間内に当該欠缺利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。

本「3 支払(イ)」において「交換日」とは、本社債の発行日後40日が経過した日より後の日をいう。

- (ロ) 本社債または利札に関連する支払の日が支払営業日(以下に定義される。)でない場合、本社債権者または利札所持人(場合による。)は、翌支払営業日まで支払を受ける権利はない。ただし、これにより支払日が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の支払営業日に繰上げられるものとする。発行会社も支払代理人もかかる支払の繰下げまたは繰上げについて、本社債権者または利札所持人またはその他の者に対し、いかなる利息その他の支払も行うべき責任を負わないものとする。

本社債に関して、「支払営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびシドニーならびに該当する場合は関連する呈示場所において商業銀行および外国為替市場が一般に支払の決済を行う日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。

- (ハ) 全ての支払は、いずれの場合においても、(i) 適用ある財務上またはその他の法律、規則および指令ならびに(ii) FATCA(以下に定義される。)のためにまたはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の対象となる(ただし「7 課税上の取扱い」の規定は害さない)。かかる支払に関して本社債権者または利札所持人には何ら手数料または費用が課されることはない。疑義を避けるために言えば、本社債に関して支払われる金額は、FATCAのためにまたはそれを理由として行われる控除または源泉徴収後のものであり、本社債の要項(下記「6 社債権者集会に関する事項」に定義される。)のその他の規定にかかわらず、かかる控除または源泉徴収の理由で追加額を支払うことは要求されない。米ドルへの言及は、適用ある法に基づく継承通貨を含む。

「FATCA」とは、以下を意味する。

- (i) 1986年米国内国歳入法(その後の修正を含む。)(「合衆国内国歳入法」)(または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法)第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、
- (ii) 合衆国内国歳入法のかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定のいずれかを実施することに関して、政府間で締結された合意に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務、または
- (iii) 米国内国歳入庁、米国政府またはその他の法域の政府機関もしくは税務当局との、上記(i)または(ii)の実施に従う合意。
- (二) 本社債の財務代理人(以下「財務代理人」という。)および本社債の当初の支払代理人(追加および代替の支払代理人および財務代理人とあわせて以下「支払代理人」という。)ならびに本社債の元利金の所定の支払場所は以下のとおりである。

財務代理人および当初支払代理人

名 称	ドイツ・バンク・アー・ゲー、ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
所在地	ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB)

発行会社は、財務代理人またはその他の支払代理人の任命を随時変更し、または終了させ、および追加のまたはその他の支払代理人を任命する権限を留保する。ただし、発行会社は、財務代理人、および2以上のヨーロッパの主要都市に所定の事務所を有する支払代理人を常時置く。

上記の変更または所定の事務所の変更は、直ちに「9 公告の方法」に従い本社債権者に通知しなければならない。

4 地位

本社債は、発行会社の非劣後、直接、無条件かつ無担保の債務であり、その相互の間において同順位であり、発行会社の他のすべての非劣後かつ無担保の債務と同順位である。ただし、法律により優先される一定の債務（オーストラリアの1959年銀行法（以下「オーストラリア銀行法」という。）の第2編第2章および第2AA章ならびにオーストラリアの1959年準備銀行法第86条において言及される債務を含むがこれらに限定されない。）を除く。

法により本社債に関する本社債権者の請求権に優先する債務は、前段落に引用される条項により優先するものを含めて相当あり、本社債の要項（下記「6 社債権者集会に関する事項」に定義される。）により限定を受けない。その他の適用法令の適用はありうるが、オーストラリア銀行法第13A条(3)は発行会社とその債務を履行することができなくなった場合、または支払停止に陥った場合、発行会社のオーストラリアにおける資産は発行会社の負債を満たすために以下の順で充当されると規定する：

(i) オーストラリア銀行法に基づくオーストラリア適正規制庁 (Australian Prudential Regulation Authority) (以下「APRA」という。) による保護口座の保有者に対する支払に関するAPRAに対する負債、(ii) 特定の状況におけるAPRAの費用に関連する債務、(iii) 発行会社に開設されている保護口座 (オーストラリア銀行法に定義される。) に関連する発行会社のオーストラリアにおける負債、(iv) オーストラリア準備銀行に対する債務、(v) 特定の認定された産業支援契約に基づく負債、および (vi) オーストラリア銀行法第13A条(3)以外での優先順位による発行会社のその他の負債。適用法令の変更により、法により優先されるべき債務の範囲が広がる可能性がある。特に、発行会社は、金融部門法改正 (危機解決権限および関連措置) の2017年法案 (「危機管理法案」) が2018年2月14日にオーストラリア連邦議会の両院を通過したことに留意している。本訂正発行登録書提出日現在、危機管理法案は女王の裁可を受けておらず、したがって、オーストラリアの法律として成立していない。しかし、ひとたび女王の裁可を受ければ、とりわけオーストラリア銀行法第13A条(3)は危機管理法案により修正され、上記(i)で言及されるAPRAに対する負債は、債務移転の決定 (オーストラリア銀行法で定義される。) で指定される一定額も含むこととなる。債務移転の決定は、1999年金融部門 (移転および組織再編) 法に基づく発行会社から他法人へ事業の全部移転または一部移転にあたるかについてのAPRAによる決定 (または決定案) に関連して、APRAにより行われる。

本社債は、発行会社の劣後債務 (劣後社債を含む。) に優先する。

5 債務不履行事由

下記の事由 (以下「債務不履行事由」という。) のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、本社債権者は、財務代理人に対し上記「3 支払 - (二)」で定める事務所に宛てて、当該本社債が直ちに償還されるべきである旨の書面による通知を行うことができ、これにより当該本社債は直ちに期限の利益を喪失し、当該支払日までの経過利息を付して残存する額面金額の100%で償還される。ただし、財務代理人がかかる書面による通知を受領する日までに、発行会社が当該本社債に関し全ての債務不履行事由を治癒した場合またはその他の方法で修復した場合は、この限りでない。

- (イ) 本社債につき、元金 (償還に伴い期限が到来しているか、その他の場合によるかを問わない。) または利息の支払期日における支払につき遅滞があり、かかる遅滞が7日間継続した場合。
- (ロ) 発行会社が上記(イ)号に定められた義務を除き、本社債上の義務の履行もしくは遵守を怠り、かかる場合 (かかる懈怠が治癒できない場合を除く。)、かかる懈怠が、当該懈怠を治癒することを要求する本社債権者からの書面による通知が発行会社および財務代理人に対し送達された後30日間継続した場合。
- (ハ) オーストラリアの法律の用語上の合併または事業再編成または吸収合併を目的とする場合を除き、発行会社を清算または解散する旨の決議が可決された場合。
- (ニ) 発行会社が (オーストラリアまたはその他の適用ある破産法における意味において) 債務の支払を停止した場合。
- (ホ) 発行会社の事業および資産の全てもしくは大部分につき、抵当権者が占有を取得または管財人が選任され、かかる事由がその発生から45日間継続して、発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害すると考えられる場合、または、発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害するような発行会社の事業および資産の全てもしくは大部分に対し差押もしくは強制執行が行われまたはその申立がなされ、60日以内に解除されていない場合。

- (へ) 適用ある破産、会社更生またはその他類似の法律に基づき発行会社に対する手続が開始され、かかる手続が60日以内に解除または停止されていない場合。
- (ト) 発行会社が、適用ある破産、支払不能、和議またはその他類似の法律に基づき自己に関する手続を開始し、またはこれに同意し（（オーストラリアの法律の用語上の）合併または事業再編成または吸収合併を目的とする場合を除き）、かかる手続が発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害すると考えられる場合。

本社債権者による財務代理人への一切のかかる通知には、関連する本社債の証券番号を記載するものとする。

本「5 債務不履行事由」のその他の規定にかかわらず、いかなる本社債に関する債務不履行事由も、Tier 1資本またはTier 2資本（APRAにより随時定義される。）を構成する株式、債券またはその他証券もしくは商品に関して、発行会社はその義務の履行もしくは遵守を怠ったことまたはそれらに関する手続きもしくは訴訟が行われたことのみによっては生じない。

6 社債権者集会に関する事項

本社債に係る代理契約は、代理契約の付属書類6（第B部）に含まれる本社債の要項（本社債のプライシング・サプルメントにより修正済み。）（以下「本社債の要項」という。）の特別決議（以下に定義される。）による修正または変更の承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するために本社債権者の集会を招集するための規定を有する。本社債権者の集会の定足数は、その時に残存する本社債の額面金額の総額の過半数を保有するまたは代表する2名以上の者とし、その延会の場合、保有もしくは代表される本社債の額面金額の額は問わず、本社債権者または本社債権者を代表する者2名以上の者とする。ただし、当該集会の議事が（本社債の要項に別途規定されている場合を除き）、(i)本社債の満期もしくは償還の日または本社債の利息の支払日もしくは利息額、または下記「7 課税上の取扱い」に記載される発行会社の追加額の支払義務の変更、(ii)本社債の額面金額の削減または取消、(iii)本社債に係る利率の低減または利率もしくは利息額の算定方法もしくは利息金額の算定基準の変更、(iv)償還金額の算定方法もしくは算定基準の変更、(v)本社債の支払もしくは額面金額の通貨の変更、(vi)本社債の要項所定の通り特別の定足数規定が適用される特別決議（以下に定義される。）による承認の後に取られるべき方策を取ること、または(vii)本社債権者集会の成立に必要な定足数または特別決議（以下に定義される。）を承認するのに必要な多数に関する規定の変更を含む場合等はこの限りではなく、その場合、延会の必要定足数は、その時々に残存する本社債の額面金額の総額の3分の1以上を保有または代表する2名以上の者とする。正当に承認された決議（特別決議（以下に定義される。）を含む。）は全ての本社債権者（当該決議が承認された集会に出席したか否かにかかわらず。）および全ての利札所持人を拘束する。「特別決議」という表現は、適法に招集された社債権者集会において投ぜられた議決権の4分の3以上の多数により可決された決議をいう。その他の決議（書面による決議を除く）は全て適法に招集された社債権者集会において投ぜられた議決権の過半数により可決される。

さらに、その時点で本社債権者集会の通知を受領する権利がある本社債権者により、または代理して署名された書面による決議は、あたかも特別決議であるのと同様の効力を生じる。かかる書面による決議は、それぞれが1名または複数の本社債権者により、または代理して署名された、同様の形式の1または複数の書面を含むことができる。

代理契約、本社債の要項およびプライシング・サプルメントは、発行会社の合理的な意見によりかかる修正または変更が、(a)本社債権者および利札所持人の利益を著しく害しないもの、(b)形式上の、軽微なもしくは技術的な性質を有するもの、(c)明白なもしくは確実な誤りもしくは脱漏を修正するためのもの、(d)法の強行規定に従い行われるもの、または(e)条項の不備もしくは不明確性を解消、修正もしくは補足するためのものである場合には、発行会社により、本社債権者または利札所持人の同意なく修正または変更することができる。かかるいずれの修正または変更も本社債権者および利札所持人を拘束するものとし、また、その後実務上可能な限り速やかに、かかるいずれの修正または変更も下記「9 公告の方法」に従い本社債権者および利札所持人に対し通知されるものとする。

7 課税上の取扱い

(1) オーストラリアの租税

以下の定めを前提として、発行会社によるまたは発行会社に代わる本社債および利札に関する元利金の支払は全て、オーストラリアまたはその域内もしくはその徴税権者によりまたはそれらのいずれかのために課され、徴収され、源泉徴収されまたは賦課されるいかなる性質の租税、税金、賦課金または政府賦課金（以下「租税」と総称する。）にも服することなく、またそれらを源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法によって要求されるまたはFATCAのためにもしくはそれを理由として行われる場合はこの限りでない。税務当局との契約に従って源泉徴収された額は、法によって要求されたものとして取り扱われる。その場合は、発行会社は本社債権者および利札所持人が受取る金額がかかる源泉徴収または控除が要求されなければ受取られるはずであった金額と等しくなるように必要な追加額を本社債権者および利札所持人に対して支払う。ただし、下記の本社債または利札については、かかる追加額は支払われない。

- (イ) 単に本社債または利札を所持していることまたはこれに関し関連ある支払を受けたことのほか、オーストラリアに何らかの関係があることを理由としてかかる本社債または利札につきかかる租税、税金、賦課金または政府賦課金を課される所持人によりまたはこれに代わり支払呈示された本社債または利札。
- (ロ) オーストラリアの居住者またはオーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通してオーストラリアにおいて事業を行っている非居住者である所持人によりまたはこれに代わり保有される本社債または利札。ただし、かかる者が、適切な納税申告番号、オーストラリア事業番号またはその他の非課税情報を提出していない場合に限る。
- (ハ) 関連日（以下に定義される。）後30日を超える期間が経過した後に支払呈示された本社債または利札。ただし、かかる所持人が、かかる30日の期間の最終日に支払呈示していたならば、受領することができたかかる追加額を除く。
- (ニ) その所持人が（オーストラリアの2001年会社法の意味における手形交換所、支払代理人、カスタディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行なう）発行会社の国外関係者（上記に定義される。）である本社債または利札。
- (ホ) 当該本社債または利札の所持人が当該租税を回避するための制度（発行会社はかかる制度の当事者ではなく、またこれに参加もしていない。）の当事者であったまたはこれに参加していた結果、租税を課せられることとなった本社債または利札。
- (ヘ) 当該本社債または利札の所持人または直接もしくは間接に当該本社債もしくは利札につき持分もしくは権利を有する法人がオーストラリアの居住者またはオーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通してオーストラリアにおいて事業を行う非居住者（「オーストラリアの居住者」、「非居住者」および「恒久的施設」という表現は豪州租税法により与えられている意味を有する。）である場合において、同法第126条（または同等の条項）が発行会社に対して当該本社債または利札につき支払われる利息に係る所得税の納付を要求し、かかる所得税が当該所持人もしくは当該法人がかかるオーストラリアの居住者または非居住者でなければ納付されることのない場合。
- (ト) FATCAのためにはまたはそれを理由として、本社債権者、利札所持人、受益権者、または発行会社もしくは支払の経路にある代理人が行う支払いの保管もしくは管理の権限を持つ代理人に対する支払に関して（本社債権者、利札所持人、受益権者もしくは支払いの保管もしくは管理の権限を持つ代理人が、かかる本社債権者、利札所持人、受益権者もしくは代理人に関する税証明もしくはその他特定を可能とする情報の要求についてこれを遵守することを怠ったことによるもの、または本社債に関するかかる証明、特定を可能とする情報およびその他情報の開示を禁じる法の放棄を税務当局に提供することを怠ったことによるものを含めて）、かかる源泉徴収または控除が行われる場合。

本書において、本社債または利札に係る「関連日」とは、最初にかかる支払を行うべき日、または（支払われるべき金額が不当に留保されまたは拒絶された場合は、）残存する金額全額が支払われた日、または（それより早い場合）本社債の要項に従って本社債または利札を再度呈示することによりかかる支払がなされる旨の通知を本社債権者に対して適正に行った日後7日間経過した日（ただし、当該支払がかかる呈示により実際に行われることを条件とする。）をいう。本書において、「元金」お

よび／または「利息」には、本「7 課税上の取扱い－（1）オーストラリアの租税」に基づき支払われることのある追加金額または代理契約に基づきこれに追加してまたはこれに代わって与えられる一切の約定を含むものとみなされる。

発行会社が、オーストラリア以外のまたはオーストラリアに加えて他の課税管轄の対象となっているまたはなる場合には、本「7 課税上の取扱い－（1）オーストラリアの租税」および上記「2 償還の方法－（2）税制上の理由による償還」においてかかるその他の課税管轄区域を含むものとして読み、解釈するべきである。

（2）日本国の租税

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者である個人および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ、租税特別措置法第3条の3に定義する国内における支払の取扱者（原則として本社債の売出人を含む。）を通じて交付される場合には、日本の税法に定義される公共法人等および一定の金融商品取引業者等を除いて原則として日本国の居住者である個人の場合は所得税と地方税の源泉税、内国法人の場合は所得税のみの源泉税が課される（源泉税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額を控除した金額に基づいて計算される。）が、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に支払われる利息に関しては、東日本大震災に係る復興特別所得税（基準所得税額に対して課税される）の対象ともなる。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係が終了する源泉分離課税または確定申告書の提出が必要となる申告分離課税を選択することができる。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人および申告分離課税を選択した居住者である個人は前記源泉徴収税を、一定の要件のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益および本社債の譲渡による譲渡益は、日本国の居住者である個人の場合は、申告分離課税の方法により課税される。また、かかる償還差益および譲渡益は、申告分離課税の対象となる他の上場株式等の譲渡損失と損益通算することができる。内国法人の場合は、当該償還差益および譲渡益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損および金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）または同法第2条第11項に規定する登録金融機関への売委託等により生じた本社債の譲渡による譲渡損は、日本国の居住者である個人の場合は、申告分離課税の対象となる他の上場株式等の譲渡益等と損益通算することができる。控除し切れなかった損失は3年間の繰越控除もできる。内国法人の場合は、当該償還差損および譲渡損は法人税および地方税の課税所得の計算上損金の額に算入される。

本社債は（特定口座を取扱う金融商品取引業者の）特定口座において取扱うことができる。

8 財務代理人及び支払代理人の職務

本社債に係る代理契約の下で行為する際におよび本社債に関して、財務代理人および他の支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行爲し、本社債権者および利札所持人に対する義務を負わずまたはかかる所持人との間の代理または信託関係を有しない。

発行会社は請求あるときは、財務代理人および支払代理人に対し、発行会社または本社債に係る代理契約に基づく財務代理人または他の支払代理人の任命またはその業務の遂行によりかかる者に生じまたはそれに関しかかる者に発生したまたはその者に対して提起された損失、負債、経費、権利請求、訴訟、要求または費用（上記の紛争または防御において支払われまたは発生した経費、請求および費用の全てを含むが、それに限られない。）を補償する。ただし、当該代理人またはその役員、従業員もしくは代理人による代理契約の違背またはその懈怠、悪意または故意の不履行により上記が生じた場合はこの限りではない。

9 公告の方法

本社債権者に対する通知は、本書に別の有効な交信手段が規定されている場合を除き、<http://www.debtinvestors.anz.com>（英文）で公表される。

本社債権者に対する通知は、最初にオンラインで公表された日に行われたものとみなされる。利札所持人は、全ての目的において、本「9 公告の方法」に従い本社債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本社債のいずれかが包括社債券により表章され、当該包括社債券がユーロクリア・システムの運用者たるユーロクリア・バンク・エス・エー・エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）および/またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）を代理して保有されている間は、本社債権者に対する通知は、上記で必要とされる公告にかえて、権限ある口座所持人に連絡すべくユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対し関連する通知を交付することにより行うことができる。当該通知は、本社債の要項に従い、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する交付日に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

10 時効

発行会社に対する本社債および利札に係る元利金その他の金額の支払の請求は、それらに関し該当する関連日から（元金については）10年および（利息については）5年の期間内に行われなければ時効により消滅する。

11 準拠法及び管轄裁判所

本社債、利札および本社債に係る代理契約ならびにこれらから生じるかまたはこれらに関連する非契約債務は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。

発行会社は本社債権者および利札所持人の利益のために、英国の裁判所が本社債よりまたはこれに関連して生ずることのある一切の訴訟もしくは訴訟手続を審議および決定し、かつ一切の紛争および本社債および利札（これらから生じるかまたはこれらに関連する非契約債務に関する紛争を含む。）に関する全ての事項（以下それぞれ、「訴訟手続」および「紛争」という。）を解決するための管轄権を有すべきことに同意し、この目的のため、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。

発行会社は取消不能の形で、英国の裁判所が一切の訴訟手続を審議および決定し、かつ一切の紛争を解決するための法廷として指定されることに対して現在もしくは将来有しうる異議を放棄し、かつ、かかる裁判所が便宜もしくは適切な法廷ではないと主張しないことに同意する。

発行会社は、英国における訴訟手続が開始される訴状はロンドンE14 5EJ カナリー・ワーフ、40 バンク・ストリート（40 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5EJ）のオーストラリア・ニュージーランド銀行のロンドン支店の担当役員に交付することにより自己に送達することができることに同意する。かかる者が発行会社に代わり訴状の送達を受理するために有効に選任されていないもしくはその選任を解かれた場合、発行会社は、英国において発行会社に代わり訴状の送達を受理する者をさらに選任するものとし、かかる選任がなされない場合は、15日以内に、いかなる本社債権者も書面による通知を発行会社に宛て、かつ発行会社に対してまたは上記「3 支払－（二）」で定める財務代理人の事務所に対して交付することによりかかる者を選任することができる。本項のいかなる定めも、法律が許容する他の方式により訴状送達を行う本社債権者または利札所持人の権利に影響を与えるものではない。

発行会社による英国の裁判所の管轄権への訴訟手続は、正当な管轄権を有するその他の裁判所において訴訟手続をとるいかなる本社債権者または利札所持人の権利も制限するものではなく（およびこれを制限すると解釈されないものとし）、1か所以上の法域で訴訟手続をとることが、法律により認められる場合にはその限度内で、（同時であると否とを問わず）その他の法域で訴訟手続をとることを妨げないものとする。

発行会社は、いかなる訴訟手続についても、かかる訴訟手続において下されるいかなる命令または判決の、財産に対するその執行または履行などを含め（その使用または意図した使用に関わりなく）、同訴訟手続に関連した救済の付与または送達に一般的に同意する。

12 その他

（1）本社債および利札の代替

本社債または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、適用法令に従い、上記「3 支払－（二）」で定める財務代理人の事務所または当該目的のために発行会社により随時指定され、か

かる指定の通知が本社債権者に対しなされるその他の支払代理人の事務所において交換することができる。その場合、それに関連して発生した手数料および経費を請求者が支払、かつ、発行会社が要求する証拠、担保、補償（紛失、盗失または滅失したと主張された本社債または利札がその後支払のために呈示されたときには当該本社債または利札に関し発行会社が支払った金額をその要求により発行会社に対し支払うこと等を規定する。）およびその他に関する条件が付されるものとする。毀損または汚損した本社債または利札は代替券が発行される前に引渡さなければならない。

(2) 追加発行および統合

発行会社は、本社債権者または利札所持人の同意なく随時、本社債と全ての点で（またはその利息の最初の支払日以外全ての点で）同一の条項を有し、それによりいずれかのシリーズの発行済社債（本社債を含む。）に統合され本社債と単一のシリーズを構成することとなる追加発行、または発行会社はその発行時に定めるその他の条件に基づく追加証券を創設し発行することができる。2以上のシリーズの本社債は、かかる1または2以上のシリーズが当初ユーロ建てでなかった場合でも、ユーロ建ての1つのシリーズに統合することができる。ただし、かかるシリーズが全てユーロ建てで再表示され、かつその他の点で、かかる統合後の全ての期間につき、同一の要項および条件を有することを条件とする。「第2 売出要項」における「本社債」の記述はそれに準じて解釈される。

(3) 包括社債券

本社債は、当初、無記名式仮包括社債券により表章され、本社債の発行日に、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのために共同預託機関に預託される。

各仮包括社債券は、代理契約に規定された様式の非米国人実質所有の証明書と引換えに、本社債の発行日後40日が経過した日より後の日に、当該所持人が費用の負担をすることなく、1または複数の恒久包括社債券とその一部または全てが交換される。

本社債に関する各恒久包括社債券は、(イ) いずれかの本社債が支払期日が到来しているにもかかわらずその元金が不払となっていない限り、発行会社が本社債権者および財務代理人に対し当該交換を行う意思の通知を行うことにより、または(ロ) (i) 恒久包括社債券がユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたは他の代替決済機関を代理して保有されており、当該決済機関のいずれかが14日間(法定のまたはその他の休日を理由とする場合を除き)連続して営業を行わないとき、または永続的に営業を行わない意思の表明をまたは実際そのようにした場合、または(ii) 本社債の元金の支払がその期限内になされない場合に、所持人が財務代理人へ当該交換を選択する旨の通知を行うことにより、その全て（一部は不可）を交換日（以下に定義される。）以降、当該所持人が費用の負担をすることなく、無記名式確定社債券と交換することができる。

本「12 その他—(3) 包括社債券」において「交換日」とは、交換を要求する通知がなされ、かつ上記「3 支払—(二)」で定める財務代理人の事務所が所在する都市（ただし、上記(ロ) (i) に従った交換の場合はユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたは（適用ある場合）他の代替決済機関が所在する都市）において商業銀行が営業している日から60日目（本社債の元金支払が期限内になされないときの交換の場合は30日目）以降の日をいう。

(4) 通貨補償

本社債もしくは利札またはこれにつきなされたもしくは下された命令もしくは判決に関して発行会社より支払われるべき金額が、(イ) 発行会社に対する請求もしくは証明を行いもしくは提起し、(ロ) いずれかの裁判所もしくはその他の法廷において命令もしくは判決を取得し、または(ハ) 本社債もしくは利札につきなされたもしくは下された命令もしくは判決を強制することを目的として、本社債の要項またはかかる命令もしくは判決に基づきかかる金額が支払われるべき通貨（以下「第一通貨」という。）から他の通貨（以下「第二通貨」という。）へと転換されなければならない場合、発行会社は各所持人に対して、当該所持人の発行会社に宛てられ、かつ発行会社に対してまたは上記「3 支払—(二)」で定める財務代理人の事務所に対して交付された書面による要求があるときは、(i) 上記の目的のため、当該金額を第一通貨から第二通貨に転換するために使用される為替レートと、(ii) 当該所持人が当該命令、判決、請求もしくは証明の全部もしくは一部の実現に際し当該所持人に支払われる金額の受領時に通常の業務の過程において第一通貨を第二通貨で購入する為替レートとの間の差異の結果蒙る一切の損害を補償する。本項(4)の目的上、本社債権者もしくは利札所持人（場合による。）は現に購入が行われたとしたら損害を蒙ったであろうことを証明すれば十分である。この補償は発行会社の他の債務とは別個かつ独立の債務を構成し、別個かつ独立の訴訟原因を発生させる

ものとし、本社債権者もしくは利札所持人により与えられる猶予の有無にかかわらず適用されるものとし、また、その他のいかなる判決、命令、請求または本社債もしくは利札または他のいかなる判決もしくは命令に基づき支払われるべき金額に係る確定額の証明にかかわらず、完全に有効に存続するものとする。

(5) 1999年（第三者の権利）契約法

いかなる者も英国およびウェールズの1999年（第三者の権利）契約法に基づき本社債の要項を強制履行するいかなる権利も有さない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

<上記本社債以外の社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未 定

2【売出しの条件】

未 定

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 2016年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）
平成28年12月22日 関東財務局長に提出
事業年度 2017年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年12月22日 関東財務局長に提出
- 2 四半期報告書又は半期報告書
2017年度上半期（自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月9日 関東財務局長に提出
2018年度上半期（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）
平成30年7月2日までに関東財務局長に提出予定
- 3 臨時報告書
上記1の有価証券報告書（事業年度 2016年度）提出後、本訂正発行登録書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成29年10月24日に関東財務局長に提出
- 4 外国会社報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 6 外国会社臨時報告書
該当事項なし
- 7 訂正報告書
訂正報告書（上記1の有価証券報告書（事業年度 2016年度）の訂正報告書）を平成29年1月10日に
関東財務局長に提出
訂正報告書（上記1の有価証券報告書（事業年度 2016年度）の訂正報告書）を平成29年3月1日に
関東財務局長に提出
訂正報告書（上記1の有価証券報告書（事業年度 2017年度）の訂正報告書）を平成30年3月1日に
関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 参照書類である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（平成30年3月1日）現在、重大な変更は生じていない。
- (2) 参照書類である有価証券報告書には将来に関する記述が含まれているが、本訂正発行登録書（添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正発行登録書提出日現在、オーストラリア・ニュージーランド銀行は当該記述に関して重大な悪変化はないと考えており、本訂正発行登録書に記載すべき追加の将来に関する記述はない。
なお、参照書類および本訂正発行登録書（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	オーストラリア・ニュージーランド銀行 ABN 11 005 357 522
代表者の役職氏名	リック・モスカティ グループ財務責任者

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成28年7月13日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成27年7月24日(発行日)の募集)
オーストラリア・ニュージーランド銀行第9回円貨社債(2015)
券面総額又は振替社債の総額 800億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

概 要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、ニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア事業番号はABN 11 005 357 522である。

ANZBGLは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2017年9月30日現在、ANZBGLの総資産は8,973億豪ドルであり、非支配持分を除く株主資本は590億豪ドルであった。当グループは、銀行業グループのうち総資産の面で、2017年9月30日現在オーストラリアで第2位⁽¹⁾、2017年6月30日現在ニュージーランドでは第1位⁽²⁾であった。

ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所（「ASX」）である。ANZBGLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。2017年9月29日の取引終了時点において、ANZBGLの時価総額はおよそ869億豪ドルであり、これはASXに上場されている会社で第5位以内であった⁽³⁾。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2017年6月30日終了事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2017年9月30日終了事業年度に関する業績発表。ウェストパック・バンキング・コーポレーションの2017年9月30日終了事業年度に関する業績発表。
 - (2) 出典：2017年6月30日終了事業年度に関するASB銀行開示説明書。2017年6月30日に終了した9か月間に関するバンク・オブ・ニュージーランド開示説明書。2017年6月30日に終了した9か月間に関するウェストパック・ニュージーランド開示説明書。
 - (3) 出典：IRESS

当グループの主要な活動

2017年9月30日現在、6つの部門の主要な活動は以下のとおりである：

オーストラリア

オーストラリア部門は、「リテール」ならびに「コーポレートおよび商業銀行業」の事業ユニットからなる。

- ・「リテール」は、支店ネットワーク、モーゲージの専門家、コンタクトセンターおよび様々なセルフサービスの経路（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイトおよびデジタル・バンキング）ならびにサードパーティ・ブローカーを通じてオーストラリアの消費者およびプライベート・バンキングの顧客に商品およびサービスを提供する。
- ・「コーポレートおよび商業銀行業」は、従来からのリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを含むあらゆる種類の銀行業務を提供する。これには、民間所有の中小企業および大企業ならびに農業セグメントに焦点を合わせる専任マネージャーを通じたアセット・ファイナンスを含む。

法人

法人部門は、世界的な法人および企業顧客に、トランザクション・バンキング、ローンズおよび専門融資ならびにマーケットという3つの商品群にわたってサービスを提供する。

- ・「トランザクション・バンキング」は、荷為替手形取引、サプライチェーン・ファイナンスならびに現金管理ソリューション、預金、支払および決済を含めた、運転資本および流動性のソリューションを提供する。
- ・「ローンズおよび専門融資」は、融資商品、ローン・シンジケーション、専門融資ストラクチャリングおよび実行、プロジェクト・ファイナンス、仕組貿易金融ならびに輸出金融、債務のストラクチャリングおよび買取ファイナンス、仕組貿易および資産ファイナンスならびにコーポレート助言を提供する。
- ・「マーケット」は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理するのに加えて、外国為替、金利、クレジット、コモディティ、債券資本市場および富裕層ソリューションに関連するリスク管理サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、リテールおよび商業の事業ユニットから構成される。

- ・「リテール」は、消費者、プライベート・バンキングおよび小企業銀行業の顧客にあらゆる種類の銀行業務および資産運用（KiwiSaverおよびANZニュージーランドの生命保険事業を含む。）サービスを提供する。当グループは、インターネットおよびアプリケーション・ベースのデジタル・ソリューションならびに支店ネットワーク、モーゲージ専門家、リレーションシップ・マネージャーおよびコンタクトセンターを通じてサービスを提供する。
- ・「商業」は、従来からのリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを含むあらゆる種類の銀行業務（アセット・ファイナンスを含む。）を、民間所有の中小企業および大企業ならびに農業（アグリ）セグメントに焦点を合わせる専任マネージャーを通じて提供する。

富裕層オーストラリア

富裕層オーストラリア部門は、顧客がより容易に自己の資産を関連付け、それを保全および成長させるための保険、投資および退職年金のソリューションを提供する、保険および資産運用事業ユニットから構成される。

- ・「保険」は、生命保険、損害保険およびANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランスを含む。
- ・「資産運用」は、年金および投資事業ならびにANZ Share Investingを含む。

アジアリテールおよび太平洋

アジアリテールおよび太平洋部門は、アジアリテールおよび太平洋事業ユニットから構成され、顧客をその銀行業ニーズの専門家と結びつける。

- ・「アジアリテール」は、リレーションシップ・マネージャー、支店、コンタクトセンターおよび多様なセルフサービスのデジタル経路（インターネットおよびモバイル・バンキング、テレフォン・バンキングおよびATM）を通じて、裕福および新興の裕福なリテール顧客に一般銀行業および資産運用サービスを提供する。提供する中核商品は、預金、クレジットカード、融資、投資および保険を含む。
- ・「太平洋」は太平洋諸島所在のリテール顧客および中小企業、法人顧客および政府に商品およびサービスを提供する。商品およびサービスには、消費者に提供されるリテール商品、専任のマネージャーを通じて企業顧客に提供される従来からのリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを含む。

テクノロジー、サービス&オペレーションズ（「TSO」）およびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループ・オペレーションズ、共有サービス、不動産、リスク管理、財務管理、戦略、マーケティング、人事および会社業務を含む、営業部門への支援を提供する。グループ・センターは、グループ・トレジャリー、株主機能およびアジアへの少数持分投資を含む。

2. 主要な経営指標等の推移

連結財務情報

	(単位：百万豪ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。))) (－はマイナスを示す。))				
	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度
収入 (2)	34,521 (3,008,505)	35,402 (3,085,284)	37,000 (3,224,550)	35,768 (3,117,181)	34,391 (2,997,176)
税引前利益	9,627 (838,993)	8,178 (712,713)	10,533 (917,951)	10,308 (898,342)	9,077 (791,061)
税引後利益 (非支配持分を除く)	6,406 (558,283)	5,709 (497,539)	7,493 (653,015)	7,271 (633,668)	6,310 (549,917)
発行済株式総数 (普通株式)	2,937,415,327	2,927,476,660	2,902,714,361	2,756,627,771	2,743,655,310
発行済株式総数 (優先株式)	0	0	0	500,000	500,000
発行済株式総数	2,937,415,327	2,927,476,660	2,902,714,361	2,757,127,771	2,744,155,310
株主資本 (非支配持分を除く) (3)	58,959 (5,138,277)	57,818 (5,038,839)	57,247 (4,989,076)	49,207 (4,288,390)	45,541 (3,968,898)
資産合計	897,326 (78,201,961)	914,869 (79,730,833)	889,900 (77,554,785)	772,092 (67,287,818)	702,995 (61,266,014)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本 (単位：上段 豪ドル、下段 円)	20.07 (1,749)	19.75 (1,721)	19.72 (1,719)	17.85 (1,556)	16.60 (1,447)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 豪セント、下段 円)	160 (139)	160 (139)	181 (158)	178 (155)	164 (143)
優先株式1株当たり配当額 (単位：上段 ユーロ、下段 円)	0 (0)	0 (0)	1.88 (255)	9.32 (1,263)	8.82 (1,195)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 豪セント、下段 円)	220.1 (191.8)	197.4 (172.0)	271.5 (236.6)	267.1 (232.8)	232.7 (202.8)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 豪セント、下段 円)	210.8 (183.7)	189.3 (165.0)	257.2 (224.1)	257.0 (224.0)	225.7 (196.7)
当行株主に帰属する普通株式1株当たり 正味有形資産 (単位：上段 豪ドル、 下段 円) (4)	17.66 (1,539)	17.13 (1,493)	16.86 (1,469)	14.65 (1,277)	13.48 (1,175)
資産合計に対する非支配持分を除く株 主資本	6.57%	6.32%	6.43%	6.37%	6.48%
平均株主資本に対する純利益 (損失) (5)	11.0%	10.0%	14.5%	15.8%	15.0%
配当性向 (6)	73.4%	81.9%	68.6%	67.4%	71.4%
営業活動によるキャッシュフロー	23,972 (2,089,160)	10,841 (944,793)	21,476 (1,871,633)	5,643 (491,787)	16,167 (1,408,954)
投資活動によるキャッシュフロー	-12,830 (-1,118,135)	-14,410 (-1,255,832)	-9,776 (-851,978)	-1,927 (-167,938)	-7,607 (-662,950)
財務活動によるキャッシュフロー	-6,667 (-581,029)	1,958 (170,640)	2,043 (178,047)	2,795 (243,584)	-4,096 (-356,966)
現金および現金同等物の期末残高	68,048 (5,930,383)	66,220 (5,771,073)	69,278 (6,037,578)	48,229 (4,203,157)	41,111 (3,582,824)
期末現在従業員数 (フルタイム換算) (FTE) (単位：人)	44,896	46,554	50,152	50,328	49,866

注：(1) 円換算額は、全報告期間について、1豪ドル=87.15円および1ユーロ=135.47円の換算率(2017年12月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場)により換算されている。

(2) 受取利息、その他営業収入、資産運用収入および保険収入純額ならびに関連会社投資の持分利益を含む。支払利息および銀行税は考慮しない。2017年度、一部の未払手数料の分類が変更された。当該項目は、項目の性質をより正確に反映するため、その他営業収入からその他営業費用に分類替えされている。比較情報は修正再表示されている(2016年度：プラス1,700万豪ドル(約14億8,200万円))。2015年度、2014年度および2013年度の数値は修正再表示されていない。2016年度、収入を生み出すのに不可欠なカード関連手数料の一部が、項目の性質をより適切に反映するために営業費用からその他営業収入に分類替えされた。2015年度についてカード関連手数料1,900万豪ドルが営業費用からその他営業収入に分類替えされた。2014年度および2013年度の比較数値は修正再表示されていない。

(3) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2017年度590億7,500万豪ドル(約5兆1,484億円)、2016年度579億2,700万豪ドル(約5兆483億円)、2015年度573億5,300万豪ドル(約4兆9,983億円)、2014年度492億8,400万豪ドル(約4兆2,951億円)、2013年度456億300万豪ドル(約3兆9,743億円)。

- (4) 正味有形資産は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差引いた金額に等しい。
- (5) 純利益（損失）は、優先株式配当を差し引いた税引後法定利益と定義される（非支配持分を除く）。平均株主資本は、当該年度についての平均株主資本（非支配持分および優先株式を除く。）と定義される。
- (6) 支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。配当性向は以下の配当支払いに基づき計算されている。

(単位：百万豪ドル)

	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度
中間配当	2,349	2,334	2,379	2,278	2,003
期末配当	2,350	2,342	2,758	2,619	2,497
合計	4,699	4,676	5,137	4,897	4,500